

# 社団法人 全日本建設技術協会定款

(昭和 34.12.24 建設大臣許可)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 全日本建設技術協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、建設関係施策の確立を促進するとともに、建設技術関係者の技術水準及び地位の向上をはかり、もって建設事業の合理化とその進歩発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 建設関係施策の確立、建設技術水準の向上、建設技術関係者の地位の向上に関する調査研究、建議並びに宣伝啓発
- (2) 研究会、講習会及び講演会の開催
- (3) 機関誌、図書その他印刷物の刊行
- (4) 会員相互の親睦及び厚生に関する事業
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に積極的に賛同し、かつ協力する建設技術関係者
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、かつ協力する団体
- (3) 特別会員 本協会の目的に賛同し、かつ協力する者

(入 会)

第6条 正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2

以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

( 2 ) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 拋出金品の不返還 )

第 11 条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役 員 等

( 種類及び定数 )

第 12 条 本協会に、次の役員を置く。

理 事 25 名以上 30 名以内

監 事 1 名又は 2 名

2 理事のうち、1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

( 選任等 )

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は会員の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 3 名は、会員以外の者から選任することができる。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( 職 務 )

第 14 条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

( 1 ) 財産及び会計を監査すること。

( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること。

( 3 ) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。

( 4 ) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること。

( 任 期 )

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 解 任 )

第 16 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあ

らかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長)

第18条 本協会に名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は総会において推戴する。

3 名誉会長は会長の諮問に応ずるほか、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

(顧問)

第19条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応ずるほか、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は就任の日から次期通常総会終了の日までとする。

#### 第4章 総 会

(種別)

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第24条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 1 4 条第 6 項第 4 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 35 条 理事会には、第 2 6 条から第 2 9 条までの規定を準用する。この場合において、

これら規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初受け継いだ財産目録記載の正味財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(費用の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第43条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

## 第7章 事務局

(設置等)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- ( 1 ) 定款
- ( 2 ) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- ( 3 ) 理事、監事及び職員の名簿に関する書類
- ( 4 ) 許可、認可等及び登記に関する書類
- ( 5 ) 定款に定める機関の議事に関する書類
- ( 6 ) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ( 7 ) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- ( 8 ) その他必要な帳簿及び書類

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### ( 定款の変更 )

第 46 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

### ( 解 散 )

第 47 条 本協会は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるもののほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

### ( 残余財産の処分 )

第 48 条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第 9 章 補 則

### ( 委 任 )

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

( 事務所移転により、昭和 36 年 1 月 18 日第 3 条改正 )

( 会費値上げにより、昭和 37 年 7 月 24 日第 7 条改正 )

( 会費値上げ・特別会員の 신설により、昭和 40 年 9 月 2 日第 7 条及び第 8 条を改正 )

( 理事長・副理事長を、会長・副会長に改めたるにより、昭和 42 年 2 月 8 日第 10 条～第 30 条の該当役職名を改正 )

( 会費値上げにより、昭和 43 年 9 月 18 日第 7 条一部改正 )

( 常任理事の増員・理事の定員及び職務の明確化のため、昭和 44 年 8 月 8 日第 10 条・第 12 条及び第 21 条を改正 )

( 国家公務員の理事・監事就任が禁止されたので、理事会改組のため昭和 47 年 7 月 4 日第 10 条・第 11 条・第 12 条及び第 13 条を改正 )

( 会費値上げにより、昭和 48 年 8 月 17 日第 7 条及び第 27 条改正 )

( 会計年度の変更により、昭和 49 年 7 月 12 日第 28 条改正 )

( 会費値上げにより、昭和 50 年 7 月 10 日第 7 条改正 )

( 役員の欠員補充の変更及び総会開催月の変更により、昭和 52 年 8 月 1 日第 13 条及び第 19 条改正 )

( 役員の種類、任期の変更及び役員給与の 신설により、昭和 53 年 8 月 25 日第 10 条、第 13 条及び第 14 条改正 )

( 評議員を削除のため昭和 55 年 8 月 29 日第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条を改正 )

( 会費値上げ、監事欠員補充の変更により、昭和 62 年 9 月 2 日第 7 条及び第 13 条を改正 )

( 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定)に沿って、平成 11 年 8 月 20 日大幅に変更 )